

介護老人保健施設通所及び介護予防通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設メディケアイースト（以下「当施設」という。）は要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所及び介護予防通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者又は利用者を保証する者（以下「連帯保証人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所及び介護予防通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所及び介護予防通所リハビリテーションを利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(連帯保証人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす連帯保証人を立てます。但し、利用者が連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。

2 連帯保証人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 20 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 連帯保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、連帯保証人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 連帯保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び連帯保証人に対し、相当期間内にその連帯保証人に代わる新たな連帯保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 連帯保証人の請求があったときは、当施設は連帯保証人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所及び介護予防通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び連帯保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サー

ビス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 連帯保証人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は連帯保証人が正当な理由なく、通所及び介護予防通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第5条 当施設は、利用者及び連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所及び介護予防通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び連帯保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者及びその家族が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行なった場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな連帯保証人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな連帯保証人を立てない場合。但し、利用者が新たな連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

（利用料金）

第6条 利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所及び介護予防通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の28日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は金融機関口座自動引落としとさせていただきます。
- 3 当施設は、利用者又は連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の通所及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、連帯保証人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

但し、利用者が連帯保証人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び連帯保証人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は連帯保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行なうべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携。
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等。
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関等での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び連帯保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は連帯保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、連帯保証人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所及び介護予防通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

2 江東区役所 介護保険課 在宅支援係 介護サービス利用相談 03-3647-4319 に申し出ることが

できます。

- 3 東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部相談指導課 相談窓口担当専用電話 03-6238-0177
に申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 13 条 通所及び介護予防通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は連帯保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

介護老人保健施設メディケアイーストのご案内
(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設メディケアイースト
- ・開設年月日 平成15年4月1日
- ・所在地 東京都江東区新砂3丁目3-38
- ・電話番号 03-5665-6866
- ・ファックス番号 03-5665-6869
- ・管理者名 田中康雄
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1357081144号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービス全般を提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設メディケアイーストの運営方針]

1. 医療・リハビリテーション・生活サービスが一体的に提供できる施設を目指します。
(総合的ケアサービス施設)
2. 明るく家庭的な雰囲気の中で、利用者の方の能力を最大限開発し、家庭復帰の可能性を追求してまいります。
(家庭復帰施設)
3. 在宅・退所後の高齢者の生活を積極的に支援する施設を目指します。
(在宅ケア支援施設)
4. 家庭的で、身近に利用できる施設づくりを目指します。
(地域に開かれた施設)
5. 利用者の方の人格を尊重し、生活歴、習慣、趣味嗜好に出来るだけ沿ったケアを提供します。

(3) 施設の職員体制(通所及び介護予防通所リハビリテーションに関わる職員)

	常勤	非常勤	業務内容
医師	1(兼任)	3(兼任)	日常の利用者の医学的対応
看護職員	0	0	リハビリテーションの補助、体調の把握、看護・介護等
介護職員	8	3	
支援相談員	2(兼任)	0	関係機関、家族への連絡等
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3	1	リハビリテーションの計画・実施 家族への指導、相談
管理栄養士	1(兼任)	0	献立の作成・栄養管理、指導など
事務職員	5(兼任)	0	保険請求・庶務など一般事務

運転者	1（兼任）	（委託）	送迎業務
-----	-------	------	------

（４）通所定員 ６０名

２．サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ③ 食事（食事は原則としてご利用時のご自分の席でおとりいただきます。）
昼食 １２時００分～１３時００分
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 順天堂東京江東高齢者医療センター
- ・住 所 東京都江東区新砂３丁目３－２０

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙…施設内での飲酒・喫煙はご遠慮願います。
- ・火気の取扱い…火気の持ち込みはご遠慮願います。
- ・設備・備品の利用…職員の指示をお守り下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込み…危険物の持ち込みは固くご遠慮願います。ナイフ、ハサミ、裁縫道具等はステーションに準備しておりますので、お申し出下さい。
- ・金銭・貴重品の管理…原則として利用者の自己管理となります。お手元にお持ちになる場合は、お小遣い程度に留めてください。
- ・宗教活動…施設内での活動はご遠慮願います。
- ・ペットの持ち込み…施設内への持ち込みはご遠慮願います。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はご遠慮願います。
- ・他利用者への迷惑行為はご遠慮願います。

５．非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等。
- ・防災訓練 年２回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

- ・当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
(電話 03-5665-6866)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

- ・江東区役所 介護保険課 在宅支援係 介護サービス利用相談 03-3647-4319 に申し出ることができます。
- ・東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部相談指導課 相談窓口担当専用電話 03-6238-0177 に申し出ることができます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

通所及び介護予防通所リハビリテーションについて
(令和 8年 6月 1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所及び介護予防通所リハビリテーションについての概要

通所及び介護予防通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行ない、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所及び介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・連帯保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

A 通所リハビリテーション

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

※大規模型（特例 要件を満たした場合）

[3時間以上4時間未満]

	1 割	2 割	3 割
・要介護1	540 円	1,079 円	1,619 円
・要介護2	628 円	1,255 円	1,882 円
・要介護3	714 円	1,428 円	2,142 円
・要介護4	825 円	1,650 円	2,475 円
・要介護5	935 円	1,870 円	2,804 円

[6時間以上7時間未満]

	1 割	2 割	3 割
・要介護1	794 円	1,588 円	2,381 円
・要介護2	944 円	1,887 円	2,831 円
・要介護3	1,089 円	2,178 円	3,267 円
・要介護4	1,262 円	2,524 円	3,786 円
・要介護5	1,432 円	2,864 円	4,296 円

※大規模型（I）

[3時間以上4時間未満]

	1 割	2 割	3 割
・要介護1	522 円	1,044 円	1,566 円
・要介護2	608 円	1,215 円	1,822 円
・要介護3	692 円	1,383 円	2,075 円
・要介護4	798 円	1,596 円	2,394 円
・要介護5	906 円	1,812 円	2,718 円

[6時間以上7時間未満]

	1 割	2 割	3 割
・要介護1	750 円	1,499 円	2,248 円
・要介護2	891 円	1,781 円	2,671 円
・要介護3	1,028 円	2,056 円	3,084 円
・要介護4	1,196 円	2,391 円	3,587 円
・要介護5	1,359 円	2,718 円	4,076 円

加算事項

			〈1 割〉	〈2 割〉	〈3 割〉
①	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位 1.0%減算	所定単位 1 割	所定単位 2 割	所定単位 3 割
②	業務継続計画未策定減算	所定単位 1.0%減算	所定単位 1 割	所定単位 2 割	所定単位 3 割
③	感染症及び災害により、臨時的に利用者が一定数減少している場合	所定単位 3.0%	所定単位 1 割	所定単位 2 割	所定単位 3 割
④	リハビリテーション提供体制加算				
	3時間以上4時間未満		14 円	27 円	40 円
	6時間以上7時間未満		27 円	54 円	80 円
⑤	入浴介助加算				
	(Ⅰ)		45 円	89 円	134 円
	(Ⅱ)		67 円	134 円	200 円
⑥	リハビリテーションマネジメント加算				
	イ 6月以内		622 円	1,244 円	1,865 円
	6月超		267 円	533 円	800 円
	ロ 6月以内		659 円	1,317 円	1,975 円
	6月超		303 円	606 円	909 円
	ハ 6月以内		881 円	1,761 円	2,641 円
	6月超		525 円	1,050 円	1,575 円
	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合		300 円	600 円	900 円
⑦	短期集中個別リハビリテーション実施加算		123 円	245 円	367 円
⑧	認知症短期集中リハビリテーション実施加算				
	(Ⅰ) /日		267 円	533 円	800 円
	(Ⅱ) /月		2,132 円	4,263 円	6,394 円
⑨	生活行為向上リハビリテーション実施加算		1,388 円	2,775 円	4,163 円
⑩	若年性認知症利用者受入加算		67 円	134 円	200 円
⑪	栄養アセスメント加算		56 円	111 円	167 円
⑫	栄養改善加算		222 円	444 円	666 円
⑬	口腔・栄養スクリーニング加算				
	(Ⅰ)		23 円	45 円	67 円
	(Ⅱ)		6 円	11 円	17 円
⑭	口腔機能向上加算				
	(Ⅰ)		167 円	333 円	500 円
	(Ⅱ) イ		172 円	344 円	516 円
	(Ⅱ) ロ		178 円	356 円	533 円
⑮	重度療養管理加算		111 円	222 円	333 円
⑯	中重度者ケア体制加算		23 円	45 円	67 円
⑰	科学的介護推進体制加算		45 円	89 円	134 円
⑱	事業所が送迎を行なわない場合 減算片道あたり		-53 円	-105 円	-157 円
⑲	退院時共同指導加算		666 円	1,332 円	1,998 円
⑳	移行支援加算		14 円	27 円	40 円
㉑	サービス提供体制強化加算 (いずれかを加算)				
	(Ⅰ) 介護福祉士 70%以上配置 勤続 10 年介福 25%以上(いずれかに該当)		25 円	49 円	74 円
	(Ⅱ) 介護福祉士 50%以上配置		20 円	40 円	60 円
	(Ⅲ) 介福 40% 勤続 7 年以上 30%以上配置 (いずれかに該当)		7 円	14 円	20 円

②②	介護職員等処遇改善加算（いずれかを加算）	1 割	2 割	3 割
	（Ⅰイ） 所定単位 × 10.3%			
	（Ⅰロ） 所定単位 × 11.1%			
	（Ⅱイ） 所定単位 × 10.0%			
	（Ⅱロ） 所定単位 × 10.8%			
	（Ⅲ） 所定単位 × 8.3%			
	（Ⅳ） 所定単位 × 7.0%			

B 介護予防通所リハビリテーション

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1月当たりの自己負担分です）

	1 割	2 割	3 割
・要支援 1	2,518 円/月	5,035 円/月	7,553 円/月
・要支援 2	4,693 円/月	9,386 円/月	14,079 円/月

加算事項

			〈1 割〉	〈2 割〉	〈3 割〉
①	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位 1.0%減算	所定単位 1 割	所定単位 2 割	所定単位 3 割
②	業務継続計画未策定減算	所定単位 1.0%減算	所定単位 1 割	所定単位 2 割	所定単位 3 割
③	利用定員の超過、または職員等の欠員減算	所定単位 70%算定	所定単位 1 割	所定単位 2 割	所定単位 3 割
④	生活行為向上リハビリテーション実施加算		624 円	1,248 円	1,872 円
⑤	若年性認知症利用者受入加算		267 円	533 円	800 円
⑥	利用開始月から起算して 12 月を超えた利用 減算				
	要支援 1		-134 円	-267 円	-400 円
	要支援 2		-267 円	-533 円	-800 円
⑦	退所時共同指導加算		666 円	1,332 円	1,998 円
⑧	栄養アセスメント加算		56 円	111 円	167 円
⑨	栄養改善加算		222 円	444 円	666 円
⑩	口腔・栄養スクリーニング加算				
	(Ⅰ)		23 円	45 円	67 円
	(Ⅱ)		6 円	11 円	17 円
⑪	口腔機能向上加算				
	(Ⅰ)		167 円	333 円	500 円
	(Ⅱ)		178 円	356 円	533 円
⑫	一体的サービス提供加算		533 円	1,066 円	1,559 円
⑬	科学的介護推進体制加算		45 円	89 円	134 円
⑭	サービス提供体制強化加算（いずれかを加算）				
	(Ⅰ) 介護福祉士 70%以上配置		98 円	196 円	293 円
	勤続 10 年介護 25%以上(いずれかに該当)		196 円	391 円	586 円
	(Ⅱ) 介護福祉士 50%以上配置		80 円	160 円	240 円
			160 円	320 円	480 円
	(Ⅲ) 介護 40%		27 円	54 円	80 円
	勤続 7 年以上 30%以上配置(いずれかに該当)		54 円	107 円	160 円
⑮	介護職員等処遇改善加算（いずれかを加算）		1 割	2 割	3 割
	(Ⅰイ) 所定単位 × 10.3%				
	(Ⅰロ) 所定単位 × 11.1%				
	(Ⅱイ) 所定単位 × 10.0%				
	(Ⅱロ) 所定単位 × 10.8%				
	(Ⅲ) 所定単位 × 8.3%				
	(Ⅳ) 所定単位 × 7.0%				

(2) その他の料金

① 食費	昼食	720円
	おやつ	80円

※原則としてご利用時のご自分の席でおとりいただきます。なお、通所及び介護予防通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

② キャンセル時の食材料費（利用予定日の前日午後5時までに連絡が無い場合）	380円
---------------------------------------	------

③ 教養娯楽費（1日あたり）	
倶楽部やレクリエーションで使用する、材料や遊具の費用	実費
④ その他（文書料、行事参加費など）	実費

(3) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の28日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、金融機関口座自動引き落としとさせていただきます。

<別紙3>

当施設における利用者の個人情報利用目的

介護老人保健施設メディケアイーストでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

I 施設内での利用

1. 利用者に提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. 入退所等の管理
4. 会計・経理
5. 医療事故等の報告
6. 当該利用者への介護サービスの向上
7. 施設内介護実習への協力
8. 介護の質の向上を目的とした施設内症例研究
9. その他、利用者に係る管理運営業務

II 施設外への情報提供としての利用

1. 協力医療機関、他の医療機関、介護サービス事業者等との連携
2. 協力医療機関、他の医療機関、介護サービス事業者等からの照会への回答
3. 利用者の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査業務等の業務委託
5. ご家族等への心身の状況説明
6. 保険事務の委託
7. 審査支払機関へのレセプトの提供
8. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
9. 施設賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
10. その他、利用者への介護保険事務に関する利用

III その他の利用

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 2. 外部監査機関への情報提供
- 1 上記のうち、他の医療機関・介護サービス事業者等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。
 - 2 お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
 - 3 これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

ご利用者、ご家族への説明と同意日 年 月 日

ご利用者 _____

ご家族 _____ (続柄 _____) 説明者 _____